

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市防災会議		
開催日時	令和5(2023)年1月25日(水) 午前10時から午前10時30分まで		
開催場所	サンライズ3階 会議室		
出席者	別紙		
次回開催予定日			
問合せ先	防災安全課 電話0561-32-8046		
下欄に掲載するもの	○議事録全文 →議事録要約	要約した理由	
審議経過	別紙		

令和4(2022)年度 みよし市防災会議 会議録

日 時／令和5(2023)年1月25日(水) 午前10時から午前10時30分まで

場 所／サンライズ3階 会議室

出席者／委員19名(市長、愛知県西三河県民事務所長、愛知県豊田加茂建設事務所長(代理)、愛知県衣浦東部保健所長(代理)、愛知県豊田警察署長、副市長、教育委員会教育長、尾三消防本部消防長、日本郵便(株)三好郵便局長、中部電力パワーグリッド(株)豊田営業所長、西日本電信電話(株)東海支店設備部長(代理)、日本赤十字社愛知県支部事務局長(代理)、自主防災会代表、愛知中部水道企業団局長(代理)、あいち豊田農業協同組会総務部参与、みよし商工会建設部防災委員会委員長、陸上自衛隊豊川駐屯地第10特科連隊第1大隊長、名古屋刑務所長(代理)、みよし市ボランティア連絡協議会監事、トヨタ自動車株式会社総務部総務室長(代理))

欠席者／委員5名(愛知県豊田加茂農林水産事務所長、消防団長、東邦ガスネットワーク(株)豊田事業所長、豊田加茂医師会代表、みよし市民生児童委員協議会副会長)

傍聴者／なし

○開会

【司会(総務部次長)】

本日は大変ご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、只今よりみよし市防災会議を開催します。

初めに、礼の交換をお願いしたいと存じます。皆さま、ご起立ください。

(委員起立)

一同、礼。御着席ください。

(委員着席)

本日の出席委員は19名で、定員の過半数を超えており、みよし市防災会議条例第5条の規定による定数に達しておりますので、本会議は成立しております。

なお、本日の会議はみよし市附属機関の設置及び運営に関する要綱第6条に基づき、会議の全部を公開としておりますので、予め御了承ください。

会議の次第に従いまして、初めに本会の会長であります、みよし市長小山祐よりごあいさつを申し上げます。

1 あいさつ

【会長(市長)】

本日は、公私とも大変お忙しいところ、本市の防災会議にご出席いただき、深く感謝を申し上げます。

さて、昨年は9月には台風14号・15号が立て続けに発生し、全国各地で停電、住宅への浸水・損壊などの住宅被害や人的被害がもたらされたことは記憶に新しいところであります。

本市においても、東海・東南海地震などの大地震だけではなく、台風、大雨による浸水など、自然災害に強い安全なまちづくりをしていきたいと考えております。

本年度、市民の皆様には水害への備えを改めて意識していただくため「洪水・内水ハザードマップ」を市内全世帯へ配布いたしました。また、「新しい生活様式」に対応した災害対策にて増加した物資を保管するための「拠点防災備蓄倉庫」を現在3月完成に向けて建設しており、本年3月中には市民に迅速な物資供給ができる体制を整え、地域の防災力を高めてまいります。

また、来年度は、災害時における対応力の強化充実を図るため、新たな資機材を導入し、実災害を想定したより実践的な水防訓練を実施する予定であり、総合的な防災対策のさらなる推進に取り組んでまいります。

本日お集まりいただきました皆様には、愛知県地域防災計画が見直されたことに伴い、必要な修正をおこなった本市の地域防災計画などについてご審議いただきたいと思っております。

結びになりますが、今後も、本市の安全・安心のために、ご出席の皆さまのご支援、ご協力をお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

【司会（総務部次長）】

本日の議事に入ります前に事前に送付させていただきました資料の確認をさせていただきます。
(資料1から5まで確認)

資料が無い方はお申し出ください。

では、議事に入らせていただきます。

本会議の議長につきましては、みよし市防災会議条例第3条第3項の規定に基づき、小山会長に議長の職をお願いさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

2 議事

【議長（市長）】

それでは防災会議条例の規定により、私が議長とさせていただきますので、お手元の次第に沿って、議事を進めさせていただきます。皆さまのご協力をお願いいたします。

初めに、協議事項（1）「みよし市地域防災計画の修正について」、事務局より一括して説明をお願いいたします。

【事務局（防災安全課長）】

防災安全課長の池野です。よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、事前に送付いたしました資料に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

机上に「地域防災計画の訂正について」のA4、2枚の資料を修正箇所について赤字で表示した正誤表を配付させていただいております。

3か所の訂正と委員の皆さまに配付させていただいております「地域防災計画」の冊子内での訂正になります。

本日の会議資料として配付させていただきました資料2-1の新旧対照表15、16ページにおいて愛知県さまの部署名に誤りがありましたので、「愛知県建設局航空対策課」から「愛知県都市・交通局航空空港課」に修正をお願いします。失礼いたしました。

また、20ページにおいて章番号に誤りがありましたので修正をお願いします。

赤い冊子の「地域防災計画 地震災害対策計画」の別紙25ページにおいて西日本電信電話株式

会社さまの支店名に誤りがありましたので「名古屋支店」から「東海支店」に今後修正をしていきます。失礼いたしました。

それでは、次第の2協議事項の1つ目「みよし市地域防災計画の修正について」ご説明いたします。着座にてご説明させていただきます。

<説明要旨（地域防災計画の修正）>

資料1 みよし市地域防災計画の修正（案）要旨をご覧ください。

始めに、Ⅰのみよし市地域防災計画修正の根拠であります、「災害対策基本法第42条」に基づき、地域防災計画については毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正をしなければならないとされております。また、「災害対策基本法第16条」に基づき、地域防災計画の作成及び修正は、市町村防災会議の所掌事務とされていますので、本日、皆さま方にお集まりいただきご審議いただくものでございます。

本日の地域防災計画の修正につきまして、ご承認いただけましたら、後日、愛知県に報告を行い、その後、市議会に報告して修正を行って参ります。

続きましてⅡの「主な修正内容」についてご説明をさせていただきます。

1つ目として、「国の防災基本計画の修正を踏まえた修正」になります。

こちらは、国の防災基本計画及び愛知県地域防災計画の修正に関連付けて市の地域防災計画も修正を予定しており、修正については4箇所になります。

左側に現行のもの、右側に修正後のものが表記してありますが、朱書きの部分が追加・修正箇所になります。

1つ目は（1）として「消防団員等が参画した防災教育」です。

令和3（2021）年7月1日からの大雨により静岡県熱海市で起こった土砂災害等の経験から、適切な避難行動の促進を図るため、学校における防災教育に、「消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の促進に努める」という事を追加していきます。

2つ目は（2）として「避難所等における各種対策」です。

国の防災基本計画の「その他最近の施策の進展等を踏まえた修正」として、避難所等における「再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備等の整備」が追加されたため、本市の地域防災計画においても、2ページの上段に記載のとおり、避難所が備えるべき設備の整備として「自家発電設備」から「再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備」に修正していきます。

3つ目は（3）として「防災関係機関相互の連携」です。

こちらも国の防災基本計画の修正に伴い、表内の「（6）防災中枢機能の充実」として、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムへ修正していきます。

また、「（7）防災関係機関相互の連携」では、防災関係機関同士の「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図ることや、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画—タイムラインの作成に努め、平時から訓練や研修等を実施し、防災行動計画の効果的な運用に努める旨を追加していきます。

4つ目は（4）として「その他の修正」です。

こちらは、表記の整理及び令和3年7月1日からの大雨の経験を踏まえた国の防災基本計画の修正を反映したものになります。

表内の「(1) 避難情報」では、ウの警戒レベル3を示す高齢者等避難を説明する記載の中で、(警戒レベル4で発令する)「避難指示」の記載を、「高齢者等避難」に修正していきます。

また、カ 事前の情報提供を説明する記載の中で、台風だけでなく、近年大雨や豪雨の原因として注意喚起されている「線状降水帯等」を追加して行きます。

最後に「(2) 知事等への助言の要求」では、令和3(2021)年7月1日からの大雨災害を踏まえて、「避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断すること」を追加していきます。

なお、資料1の1ページから3ページにて、修正事項や内容についてまとめたものを説明させていただきましたが、詳細につきましては、資料2-1、資料2-2の地域防災計画新旧対照表にてご確認をお願いします。

以上で「みよし市地域防災計画の修正について」の説明を終わります。

【議長（市長）】

ただいま説明がありました、協議事項(1)「みよし市地域防災計画の修正について」ご質問等がありましたら、挙手のうえご発言ください。

御意見よろしいですか。

【委員（教育長）】

質問いたします。資料1 1頁Ⅱ-1-(1) 修正欄「第3節 防災のための教育」についてですが、「消防団員等」の「等」にはどのような方が含まれているか教えていただきたい。もう一点、ここで記載されている防災教育というのは子供に対する教育もちろんだが、消防団員等の訓練としても、このような教育推進に関わりを持って行うことが望ましいとして追加されているのか教えていただきたい。

【事務局（主任主査）】

回答します。

現在、東海学園大学の学生で構成されている機能別分団という消防団の分団があります。機能別分団とみよし市防災安全課による小学生に防災について勉強してもらう防災出前講座というものを実施しております。このように消防団員による防災についての教育を幅広く実施しております。

その他には、本市では防災リーダーや防災ボランティアコーディネーターの養成講座を実施しておりまして、今後はそのような受講者等にも学校の防災教育というところでご協力していただくことを検討しております。

【議長（市長）】

私からも質問よろしいでしょうか。今ご回答いただいた体験的実践的な教育について具体的にどのような内容のことを考えていますか。想定しているものもあればご回答ください。

【事務局（主任主査）】

先ほど述べさせていただきました防災出前講座では機能別分団が小学4年生を対象に防災器具の使い方や防災についての知識を教えています。

【議長（市長）】

他に、ご質問等はございますか。

それでは、特に無いようですので御承認いただける方は挙手をお願いします。

（委員全員挙手）

ありがとうございます。全員の挙手をいただきましたので、協議事項（1）「みよし市地域防災計画の修正について」は承認されました。

続きまして、協議事項（2）「みよし市水防計画の修正について」、事務局より一括して説明をお願いします。

【事務局（防災安全課長）】

それでは、引き続き説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

次第の2協議事項の2つ目「みよし市水防計画の修正について」ご説明をさせていただきます。

配布資料の資料3「みよし市水防計画の修正（案）要旨」をご覧ください。

始めに、Ⅰの「みよし水防計画修正の根拠であります」、「水防法第33条第1項」に基づき、水防計画については毎年検討を加え、必要があると認めるときは、変更しなければならないとされています。

また、「水防法第33条第2項」に基づき、水防計画を変更するときは、市町村防災会議に諮ることとされておりますので、本日、皆さま方にお集まりをいただきご審議いただくものでございます。

修正の内容につきましては、本会議にてご承認いただけたら、後日、県に報告を行います。続きましてⅡの「主な修正内容」についてご説明をさせていただきます。

1つ目として、「1 表記の整理」になります。

愛知県水防計画の修正に伴い、本市の水防計画上の表記を同様に整理するもので、第1章第2節の「6 水防協力団体」の用語の定義と第3章第3節の「1 水防管理団体（水防管理者）の水防法上の1次的責任又は権限」について表記の整理をしていきます。

また、次のページに記載されております「5 市長の責任」、「6 市地域防災計画に定められた地下街、要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任」についても県の水防計画の修正に伴い、本市の水防計画上の表記を同様に整理していくものでございます。

2つ目として「2 非常配備計画動員計画の修正」になります。この修正についてのみ、令和5年4月修正とさせていただきます。

令和5年度からのみよし市の機構改革に伴い、現在の市の非常配備体制の部署名を新たな部署名に変更したのになります。

なお、資料3にて、修正事項や内容についてまとめてございますが、詳細につきましては、資料4の水防計画新旧対照表にてご確認をお願いします。

以上で「みよし市水防計画」の修正についての説明を終わります。

【議長（市長）】

ただいま説明がありました、協議事項（２）「みよし市水防計画の修正について」ご質問等がありましたら、挙手のうえご発言ください。

それでは、質問が無いようでありますので、採決に移らせていただきます。

みよし市水防計画の修正についてご承認いただける方は挙手をお願いします。

（委員全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成ですので、協議事項（２）「みよし市水防計画の修正について」は承認されました。

これで議事を終了いたします。

【司会（総務部次長）】

ありがとうございました。

本日ご承認いただきました地域防災計画の地震災害対策計画、風水害等災害対策計画及び水防計画につきましては、この後、愛知県に報告いたします。

3 報告事項

【司会（総務部次長）】

続きまして、次第3報告事項に移らせていただきます。

報告事項「市及び関係団体等における協力協定について」事務局よりご説明させていただきます。

【事務局（防災安全課長）】

それでは、次第の3報告事項「みよし市の災害相互応援協定の締結状況」について、ご説明をさせていただきます。

資料5「みよし市の災害相互応援協定の締結状況」の一覧表をご覧ください。

本市の災害相互応援協定につきましては、一番上に4つの協定がありますけれども記載が消えておりまして申し訳ございませんが、1番としまして「市町村間の相互応援協定」から「2民間機関等との相互協定（放送協定）」と続きまして全部で10の分類に分けて整理しています。

令和3年度の防災会議でご報告をさせていただきました54の災害協定から、前会議以降に新規の協定の締結が2つ、協定内容の改訂が1つありましたので、その内容についてご説明をさせていただきます。

始めに1ページの「5 民間機関等との相互応援協定 災害復旧協定」になります。

そちらの一番下にあります「西日本電信電話株式会社 東海支社」さまと 「災害時における相互連携に関する協定」を、令和4（2022）年3月1日に締結させていただいております。

この協定は、災害による大規模な通信障害が発生した際、または発生する恐れがある場合に、円滑な相互連携及び協力関係のもと、通信障害復旧等への迅速な対応にあたるために必要な事項を定めたものであります。

主な内容としましては、市民への通信障害の情報及び復旧情報等の発信、通信障害復旧活動に必

要となる道路啓開処置、通信障害の情報共有などがあります。

この相互協力に関する協定により、災害時の通信障害に関する応急対策、復旧活動が円滑に遂行できるようになります。

つづきまして、2ページの「6 民間機関等との相互応援協定 物資協定」の1番最後になります。

「愛知県L Pガス協会 西三河支部豊田分会」さまと「災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定」を、令和4(2022)年7月27日に締結させていただきました。

この協定は、大規模災害が発生した際、または発生する恐れがある場合に、L Pガスを市内各避難所等へ迅速に供給いただき、災害時における避難所運営を安定させるために必要な事項を定めたものであります。

主な内容としましては、L Pガスの優先供給のほか、容器、その他L Pガスを使用する燃料機器等の提供及び当市より要請があった場合の職員の派遣などがあります。

この相互協力に関する協定により、災害時の燃料不足に関する応急対策、復旧活動が円滑に遂行できるようになります。

最後に、「8 上記1から7以外の民間機関との相互応援協定」の上から3つめにあります「みよし市社会福祉協議会」さまとの「災害時のみよし市ボランティア支援本部開設等に関する支援協定」について、令和4(2022)年4月1日に協定内容の改訂を行いました。

こちらの協定内容につきましては、本市に大規模災害が発生し、災害による様々な被害が発生した際に、本市以外の地域から来られる災害ボランティアの方々がスムーズに活動いただくための拠点となる「災害ボランティアセンター」の開設及び運営に関する協定となっております。

改訂前の協定内容は、ボランティアセンターの開設は主にみよし市が設置し、「みよし市社会福祉協議会」が支援する協定内容となっていました。改訂後は本市から要請を受けた「みよし市社会福祉協議会」が主体となってボランティアセンターの開設及び運営を実施いただく内容となりました。

協定内容の改訂により、ボランティアの方々との関わりや実績、経験が豊富な「みよし市社会福祉協議会」様にボランティアセンターの開設及び運営を主体的に実施いただくことにより、迅速かつ適切なボランティアセンターの運営を可能にすることができるようになります。

以上で、協定の締結状況についての説明を終わります。

【司会（総務部次長）】

ただいま説明いたしました、報告事項「市及び関係団体等における協力協定について」にご質問等がございましたら、挙手のうえご発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。最後に事務局よりご連絡がございます。お願いいたします。

【事務局（主事）】

報酬の支払について、ご連絡させていただきます。防災会議に御出席いただいた、委員の方には報酬が支払われます。支払い対象の委員の方には、席に「みよし市防災会議委員報酬の支払いにつ

いて」という通知文を入れた封筒を配布させていただいております。

市に口座情報の登録がある方は、振込み先情報を既に記載させていただいておりますので、変更がなければ、そのままその口座に振り込みをさせていただきます。口座情報の記載がない委員の方、口座情報に変更のある委員の方につきましては、別添の「債権者口座振替申請書」にてご報告をお願いします。なお、初めての登録となる方につきましては、マイナンバーの報告も併せてお願い致します。また、報酬を辞退される委員の方につきましては、「報酬等辞退届」のご提出をお願いいたします。大変恐縮ではございますが、返信用封筒にてご投函くださいますようお願い致します。

以上で、報酬についての説明を終わります。また、防災会議終了後に豊田警察様より可能であればこの場を借りて警察における災害対策についてお話をさせていただきたいと伺っております。お時間のある方は会議終了後も引き続きお席にてお待ちください。お急ぎの方はお帰りいただいて結構です。後ほど資料を配布させていただきます。事務局からの連絡は以上です。

【司会（総務部次長）】

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、みよし市防災会議を終了させていただきます。

最後に礼の交換をさせていただきたいと思っておりますのでご起立ください。

一同、礼。ありがとうございました。